

平成 2 8 年 第 3 回 定 例 会

総務企画常任委員会会議概要

委 員 長 中 村 節 雄

副 委 員 長 館 田 瑠 美 子

1 開催日 平成28年9月26日（月曜日）

2 開催場所 第1委員会室

3 審査案件

議案第145号 契約の締結について
（市営住宅小柳第一団地E棟新築工事）

○出席委員

委員長	中村節雄	委員	斎藤憲雄
副委員長	館田瑠美子	委員	木下靖
委員	天内慎也	委員	長谷川章悦
委員	山本武朝	委員	渋谷勲
委員	小倉尚裕		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長	鈴木裕司	総務部参事	工藤哲也
総務部理事	加藤文男	関係課長等	
総務部参事	岸田耕司		

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	石澤貴志	議事調査課主査	加藤典和
---------	------	---------	------

○**中村節雄委員長** これより、総務企画常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、さきに継続審査とすべきものと決した議案第 145 号「契約の締結について（市営住宅小柳第一団地 E 棟新築工事）」を議題とし、ただいまから審査いたします。

本案については、9 月 23 日に開催された各派代表者会議において、市長から議長に対し、議案の撤回をする旨の説明があったところではありますが、本案に対する説明を当局から改めて求めます。総務部長。

○**鈴木裕司総務部長** 本委員会で継続審査となっております議案第 145 号契約の締結について、ただいま委員長からも御紹介ありましたとおり、本案を撤回し、取り下げすることにつきまして、9 月 23 日に市長から各派代表者会議にお願いをし、さらには同日午後の議会運営委員会においても、その旨をお願いしたところでもあります。

議案の概要は、市営住宅小柳第一団地 E 棟新築工事について、相手方を相互・青建特定建設工事共同企業体として、金額 15 億 1214 万 6880 円で契約を締結しようとするものであります。

この案件につきまして本委員会では継続審査中ではありますが、9 月 20 日に同共同企業体から契約辞退届が提出されましたことから、この議案について撤回し、取り下げさせていただきたいと存じます。

辞退の理由でありますけれども、保証会社及び金融機関等の契約保証が受けられないためとのことであります。

契約の保証とは、契約金額の一定割合の金銭等を納めさせることによって、契約者が契約を履行しない場合等の損害の補填を容易にするためのものであり、青森市財務規則第 134 条に規定されております。

本契約の契約の保証につきましては、平成 28 年 6 月 28 日付で、条件つき一般競争入札実施公告におきまして、契約保証金についてこれをありとし、その金額については請負代金額の 100 分の 10 以上、低入札価格調査制度適用の場合は低入札価格調査制度要綱第 16 条の規定によって 100 分の 30 としております。

本議案については、低入札価格調査制度適用案件となりますので、具体的には、契約の保証は代金の 100 分の 30 となる案件であり、この契約の保証が保証会社等から受けられなかったということでもあります。

今後の対応といたしましては、仮に閉会日に承認いただけた場合、速やかに再度の入札の手続を進めていくこととしておりますので、よろしく願い申し上げます。

時系列的に逆転しましたけれども、この議案の撤回についての手続としましては、今定例会閉会日の本会議でその御承認を賜るべく、議案の撤回に係る文書を今定例会閉会日に議長宛てに提出いたしまして、本会議において諮

ることとなります。

当日、市長から議場でその理由について説明する予定としております。

以上、議案の撤回について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく願いたいと思います。

○中村節雄委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。館田委員。

○館田瑠美子委員 今回の事案は低入札価格調査制度の適用ということですから、この事業者は、落札者に決まった段階で、3割の契約保証金を払わなければいけないということは認識していたと思います。

それなのに、契約保証金を受けられないことを9月20日になってわかったということが理解に苦しみます。市との話し合いで3割の契約保証金を積みなければいけないということを、いつ確認し合ったのですか。

○中村節雄委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 時系列としてまず入札の開札があり、開札の結果、一番安い金額で応札したのが、この共同企業体です。

その額が低入札価格調査制度に該当する額でしたので、いわゆる低入札価格の調査を始めますから、その時点では落札決定をしておりません。

調査の結果、落札できると決まりましたので、その通知とともにいわゆる落札決定をしております。

落札決定をしてから、今回の事案は議決案件になりますので、その時点で仮契約を結びます。仮契約とは、議決をもらった時点で本契約に移行する旨の仮契約であります。

議会の日程が進んで、閉会日に議決をいただき、その議決をもって本契約に移行するという時系列になるんですけども、契約保証金ありの場合、その額として通常100分の10以上、低入札価格調査制度に該当する場合は100分の30ということは入札公告の時点で公表しておりますので、まずはその時点で共同企業体としては認識しているはずです。

次に開札の結果、低入札価格調査制度の適用になったという通知も届きますので、その時点で100分の30ということが理解されているはずです。

その後の市としての認識とすれば、仮に議決に至れば100分の30の契約保証金が納付されるであろうことから、それまでの間に、いわゆる保証を取りついたり、もしくは融資を受けたりという努力を共同企業体として当然にするのであろうという認識で、それまでの時間が経過していることとなります。

したがって、あえて100分の30と確認するような行為はしておりません。

○中村節雄委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 落札決定した日と仮契約を結んだ日を教えてください。

○中村節雄委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 8月10日です。

○中村節雄委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 落札決定した日は……（「同日です」と呼ぶ者あり）

○中村節雄委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 そうすると、落札決定した8月10日には本契約はしていないけれども、3割の契約保証金を積まなければいけないということがわかっていて、今、1カ月以上も経ってから、市に納めるための契約保証金を貸してもらえないということがわかったということがどうしても解せないんですけれども、この保証金を市に納入する期限日はいつになっているんですか。

○中村節雄委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 今回の工事の契約案件については議決要件ですので、先ほどお話ししたように、仮に閉会日に議決をいただきますと、議決の通知——本契約に移行という通知を業者に発送します。

その発送の下準備として、本契約に移行する日までに契約保証金を納めてくださいと通知しますから、契約保証金の納付を確認した上で本契約に移行するという事務的な段取りになりますので、毎回、何日後というような定型的な決め方はしておりません。

○中村節雄委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 本常任委員会で継続審査になって、まだどうなるか結果がわからないわけだから、契約保証金が準備できる、準備できないということが、ちょうどこの同じ時期に重なって判明した。相互建設工業株式会社が今の時期に常任委員会の審査と合わせて、ちょうど契約保証金が受けられないことをわかったということが解せないんですけれども、ここの会社の保証金の限度額は市では把握していないんですか。保証金の限度額を知っていたら今回の入札に参加しなかったというようなことが報道されているんですけれども、市としても低入札価格調査をしたとさっきおっしゃっていましたが、その段階で調査に入っていなかったんですか。

○中村節雄委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 限度額というのは、多分先日の新聞報道にあった与信枠の話だと思うんですけれども、過去にその事業者もしくは共同企業体のそれぞれの経営状況について、逐一市として把握しているわけではありません。

例えば、それぞれが持っている工事の数とかそれまでの完工高などさまざまな要素を踏まえ、保証会社なり金融機関が当該企業に貸し出しする、保証をするということの判断は、それぞれの保証会社もしくは金融機関がリスクとして判断すべきものと考えております。

したがって、今回のように結果として契約保証金が納付できなかった、もしくは契約保証が得られなかったということについて、それを防ぐためにあ

らかじめなんらかの手当てを打つのではなくて、それらを踏まえた共同企業体の経営判断に基づいて応札していただいている前提で契約事務を進めておりますので、契約締結もしくは入札の都度、その与信力とか経営状況などの調査まではしておりません。

○中村節雄委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 私は、青森市の場合には低入札で落札者が決まっている場合もかなりあるので、やはりこの場合はしっかり細かい点までも調査していただきたいです。今回の場合はもともと契約保証金を準備できない会社だということに結果的にはなってしまうと思います。

だから、そういう点ではもっと細目にわたって調査していただきたいです。長い間早く建てかえしてほしいという思いを抱いてきた小柳の市営住宅の皆さんが、今、ようやく工事が始まる段階に来て、また延びるということになれば大変なので、今後はそういう視点を持ち、特に低入札の場合は気をつけていただきたいと申し上げておきます。

○中村節雄委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 今回の議案で気をつけなければならないことは、契約保証を得られなかったということと、当該企業の経営が危ないということとを混同しないでいただきたいということです。資金繰りとして逼迫していることではなくて、今後の請け負った金額の保証をしてくれるかどうかということについて、結果としては、保証会社なり金融機関の判断だったのでしょうけれども、そのことが、当該会社の経営が不安だということではないので、その辺はある意味風評になってしまいますので、そこは仕分けして考えていただきたいです。

与信の枠が埋まっているということは、それだけ工事を抱えているということであり、必ずしも当該企業の経営が不安定だということではありませんので、その辺についての誤解が外に出ていくことのないように気をつけております。

○中村節雄委員長 ほかに発言ありませんか。木下委員。

○木下靖委員 今後のこともあるので、確認をしたいと思います。今回の案件は9月20日に契約辞退の申し出があったということで、閉会日の議会承認後、再入札に向けた手続を取るということですが、仮にこの契約案件が可決された後に契約保証金を納められないということがわかった場合には、どういう手続になるんですか。例えばもう1回臨時会を招集して、何かやらなければいけないとか。

○中村節雄委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 今回は総務企画常任委員会での継続審査中のタイミングで契約辞退届が出ています。もう1つ考えられるのは、今、木下委員から

質問があったように議決後に契約辞退届が出るということがあるんですけれども、議決後の場合、本契約への移行通知前であれば、落札者が契約をしなかったというタイミングとしては、同じくくりになります。

そして、仮に議決後に辞退届が出て契約を結ばないということになりますと、その後に臨時会ということではなくて、今回の入札について予定価格も全部開示してしまっていますので、今回の事案と全く同じで設計をし直しして、新たな予定価格を作成した上で再度の入札が必要となります。

案件によっては設計のやり直しなどがどんどん進んで、しかも内容として非常に急ぐものというのであれば、それは臨時会を招集して契約案件を審議していただく必要性もあるかとは思いますが、現在のところ機械的な見積もりでいうと、設計し直し、入札し直しの手続に要する期間を踏まえ、次の定例会である12月議会に契約案件が提出されるものと考えております。

○中村節雄委員長 ほかに発言ありませんか。小倉委員。

○小倉尚裕委員 何点かお聞きします。各派代表者会議でも聞いたんですが、落札者と2番札の件です。例えば落札者が辞退した場合、2番札が契約する場合がありますけれど、今回のケースの場合は、落札者が辞退したから2番札になりますとはならないんですか。この点、説明をお願いします。

○中村節雄委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 2番札と契約する案件は、低入札価格調査制度の調査の結果、この額では落札者として決められないという結果が出たときに、2番札の業者の入札内容について調査をするという段階になります。

入札後には予定価格とか全部開示してしまうことから、本来的には再度の入札が原則です。

2番札と契約を結ぶのは、落札決定前の段階で、低入札価格調査制度のようなケースに限られるものであります。

○中村節雄委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 今の入札制度について、前回の常任委員会でもお聞きしましたけれども、低入札の場合の基本的判断基準があります。

入札前に低入札の同業種の工事において、落札者または契約者の相手方になっていないことという部分で、例えば、今の議会棟が低入札であったが落札したと。そして今、相互建設工業株式会社が仮に市営住宅小柳第一団地E棟新築工事をするとなれば、当然、同業種の工事になるわけです。

そのとき、契約課では、これは相互建設工業株式会社単体の工事であり、JVを組んだ場合は別の形なので問題ないという説明でした。

今回の条件つき一般競争入札でいけば、当然甲・乙があつて甲を指名する段階で、低入札の物件を持っていることに当たるのではないですか。

今回の場合はあくまで甲を指名するということですよ。

○中村節雄委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 今回は指名競争入札ではなくて一般競争入札であり、指名された業者が応札するという環境ではなくて、市内にあるA等級以上の業者について、共同企業体を組んだ上で誰でも応札できるという環境です。

それから、低入札価格調査制度で調査の結果、合格して、その工事を抱えている業者については、別な入札で応札の結果、低入札価格調査制度に該当した時点で、調査を始めるまでもなく機械的に失格になります。

今回もそれに当たるのではないかとの確認だと思えますけれども、前回の常任委員会でもお話ししたように、今回の案件は共同企業体という複数の企業で構成する1つの共同企業体ということを条件にしています。

その組み方として、第1位・第2位、出資比率もそれぞれありますけれども、今回の件に特化したわけではないですが、低入札価格調査制度に該当する工事を持っている業者は第1位のほうになれないという条件は付していませんでした。

○中村節雄委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 第1位にはなれないという条件は付していないとの説明でした。今までの小柳団地は12億円くらいですが、今回の工事は、税別で19億円を超える、今までの工事以上に規模が大きい工事になります。

経営審査評価の総合点800点以上というのが、今回は適正であったのか。また、それ相応の資格者等を配置していなければ難しい工事になってこようかと思えます。

そのような点を考え、低入札の審査とともに、今の落札者の現状、議会棟での工事の状況で言えば、例えば、雨漏りや出火の件にしろ、また、1階の傍聴者入り口近くにあるトイレには明らかなクラックが多数あるなど、果たしてこの工事が適正なのかという点も、多々あります。

そのような中で、契約者がこの工事を遂行できるのかということもあって、前回の常任委員会では私は反対した立場ですけれども、継続審査にした中で、9月21日の常任委員会を開催する前の9月20日に突然辞退届が出されました。

まず、9月20日までに辞退届等の事前の相談はあったんですか。

○中村節雄委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 先ほど館田委員からも御指摘があったんですが、突然なのかということだと思えますけれども、いわゆる予告というようなものではありませんでした。契約辞退届を出したいというような予告ではなくて、9月上旬にある議員から、契約保証金の制度に関する照会の電話が契約課にありまして、当日のうちに私へ報告がありました。

その時点では、業者の正式な届け出がないうちは対応しなくてもいいとい

う指示はしております。その意味で、理事者側の念頭に上ったのは9月上旬に1度そのような情報があったので、突然かどうかと言われると、正式な届け出自体は突然ですけれども、情報としてはあらかじめ入っていたということです。

○中村節雄委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 情報は入っていたと。今の発言の中で、ある議員から連絡が入ったとありました。ここについて確認します。

○中村節雄委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 この事前の確認は制度に関する照会でしたから、契約課では淡々とその制度内容についてお答えしました。

先ほど言ったように、正式な動きがない限りはこちらが対応する必要がないのでということも、そういう状況ではあるものの契約保証が得られるための努力はしていただきたいという気持ちも含めて、こちらでは正式には動かなくていいという指示を私はしております。

議員にお話しした中身としては、不要な誤解を招いたりすることがあるので、そのような照会については直接業者から対応していただきたいということはお答えしております。そういう意味で、内容として不要な誤解を招くという懸念もありますので、その方が誰かということについては、公表を控えさせていただきたいと思います。

○中村節雄委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 もう1点。9月上旬とありましたけれども、日にちは特定できますか。

○中村節雄委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 9月10日土曜日です。

○中村節雄委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 現在、赤木議員の監査委員辞職勧告決議案が提出されています。もしもです。ある議員が赤木議員であった場合、契約案件を監査する立場にありながら、入札業者の立場で問い合わせ等を行ったり、制度について照会するとすれば、明らかに監査委員としての資質を問われるものであり、この決議案の賛否には当然かかわってまいります。

私ども議員は例えば、除雪の問題といった点についてはいろいろ相談を受けて、現場を確認して除雪の担当者に話をすることは当然あります。

しかし今回の事例は、これとは明らかに違っております。通常の場合であれば、議員の名前は言うべきではないと思いますが、今回の件は、決議案にも大きくかかわるものであります。

したがって、当該議員の名前は必要であると思います。委員長、暫時休憩をお願いします。

○**中村節雄委員長** はい。総務部長、ある議員というのはすぐ答えられますか。今、暫時休憩を求められたんですけれども。

○**鈴木裕司総務部長** ある議員に対してお答えしたことの趣旨としては、先ほど申しましたとおり、不要な憶測を生むのでという趣旨ですので、できれば公表しない形で進めたいと思っておりますけれども、今、お話がありましたので、ちょっと検討させていただければ。（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○**中村節雄委員長** 今、暫時時休憩の発言がありましたので、この際、暫時休憩いたします。

再開時刻は、後ほど私からお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

午後 0 時 5 分休憩

午後 1 時 15 分再開

○**中村節雄委員長** 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

まず、先ほどの小倉委員からある議員の部分ということで、休憩をいたしました。

それに対して総務部長から、ある議員の名前を言えるのかどうかお示しいただきたいと思います。総務部長。

○**鈴木裕司総務部長** 先ほど小倉委員から、ある議員とは誰かという趣旨のお尋ねがありました。時間を頂戴していろいろ検討しましたがけれども、ある議員という言い方をした趣旨としては、こちらが積極的に名前を出すと不要な憶測とか誤解を招くのでという意味で伏せさせてはいただいたんですけれども、尋ねられてさらにそれを伏せるということになると、変なやりとりがあったのではないかという、またこれも憶測・誤解を生むことになりかねませんので、そういう意味では逆に本意ではないので、きちんと契約課への照会自体は制度上の契約保証制度の照会であって、それに対して契約課もきちんと対応しておりますので、名前はあえて隠すよりは明かしたほうが良いという結論に至りました。問われた答えとすれば、赤木議員です。

○**中村節雄委員長** 小倉委員。

○**小倉尚裕委員** ただいま総務部長から、ある議員というのは赤木議員であると。監査委員は全ての契約案件に目を通し、この契約に問題があるとの指摘があれば、契約のやり直し等もあります。

したがって、監査委員という立場は非常に重い。赤木議員が果たしてどう

いう立場で連絡をしたのかはいろいろあるのでしょうかけれども、先ほど総務部長から9月10日土曜日に連絡が入ったということです。

そして、9月12日月曜日に総務企画常任委員会で審査されました。この時点で総務部は、この契約の問題点をいろいろ知っていたはずであります。

この9月12日に契約案件の提案をした際に、やはりある一定の説明も必要であったのではないかと思いますけれども、この点についてお考えをお示してください。

○中村節雄委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 9月10日に照会があって、それがあつた特定の業者とか特定の議案についての照会ではなくて、制度的なものではありましたが、直感的にはそうかもしれないという受けとめはしております。

ただ、その時点では正式なものでありませんので、そのような情報を9月12日の常任委員会で提供するには不確実で、ある意味不透明な情報ですから、情報として提供する段階にはないと判断しております。

全ては正式な動きがあつたときに正式に動きましようというのが、契約課から報告があつた時点で私がした指示です。

○中村節雄委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 それでは、9月10日にはいろいろ連絡はあつたと。しかしその時点で、契約を辞退する可能性等については、まだ言及できる時点ではないという判断だったんですか。

○中村節雄委員長 総務部長。

○鈴木総務部長 はい、そうです。当然事務を執行する上で、心に、もしくは頭に留めておかなければならない情報ではありますけれども、それはあくまで確定情報ではないし、公の場で発言すべき情報・事案でもない判断していました。

○中村節雄委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 今回の案件は、県で12億円の県営住宅、そして学校も整備をして、なおかつ今回の市営住宅については、躯体として19億円、電気、設備を入れれば25億円を超える公共投資がこの小柳地区に非常に集中しています。

契約の辞退という通常は考えられないことが起きる中で、当然、問題点はなんであつたのかという点もありますけれども、ただいま総務部長から、監査委員である立場の議員から照会があつたと。この点は非常に大きいものと思ひます。

○中村節雄委員長 ほかに発言ありませんか。斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 確認だけです。落札日あるいは仮契約が8月10日となっておりますし、赤木議員から9月10日に契約保証金の制度について問い合わせが

あったということにはなっているんですが、これは仮契約して、その後保証会社あるいは金融機関に対して契約保証金の分を相談あるいは交渉してきたんだろうと思いますけれども、保証金については出せませんという通知は業者にいつごろあったんですか。審査結果についてもその連絡は来ていますか。

○中村節雄委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 正式に青森市に来ているのは9月20日の契約辞退届になります。その辞退届を出そうとする判断の根拠となった金融機関なり保証会社からの結果が、いつ業者に連絡があったかまでは把握しておりません。

○中村節雄委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 なんでこれを聞くかということ、赤木議員からその問い合わせが来たということは、契約保証金を得られない状況にもあるという流れがあったと思うんです。そうすれば当然にして、9月10日以前にその保証会社なり金融機関から通知があったと思うんです。そうでなければ、契約保証金の問い合わせをする必要がない。

だから、なぜ業者に対して金融機関からの通知がいつの時点で来たということが出されないままに、9月12日に総務部長が言ったように不確実で説明できなかった、あるいは9月20日に契約辞退届を出しましたと言っても、流れとして変ではないですか。

だから、それ以前に通知が来たのであれば、常任委員会にかかる前に既に契約辞退届を出してきてしかるべき話だと思うんです。

○中村節雄委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 制度に係る照会が来た時点もしくは9月12日の時点でこちらが思っていることは、当該業者が契約保証金もしくは契約保証を得るために努力を続けているんだろうという理解はしております。

そして、保証会社からの保証が受けられないとすれば、現金を納めてもいいわけですので、この次の手とすれば金融機関へ融資の相談に行くだろうし、さまざまな手だてをしている期間だろうと思っていました。

そしてその時期に、例えば9月12日以前に契約保証金の調達をあきらめたかどうか、もしくはあきらめるための通知が来ていたかどうかまではわかりません。

○中村節雄委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 やたらここに焦点を絞ってしまうけれども、9月10日時点で制度への問い合わせということが、私としてはおかしいと思って聞いているのです。少なくとも公告した段階で、100分の10ないしは低入札の場合100分の30の契約保証金というのは明示されているはずですから、仮契約をした段階で、あるいは応募する段階で、その契約保証金についての手だてについて、既に何らかの動きをしていなければならぬはずですよ。

そうした場合、8月10日で仮契約をしたとすれば、既に具体的な保証会社なり金融機関との交渉を行うべきで、その段階では恐らく保証会社なり金融機関は、その業者に対する調査を既に始めていると私は思うんです。

そうしたときにその結果が出るのは、1カ月もかかる内容ではないと思うんです。

だからそれであれば、9月10日の制度の問い合わせをする以前に、業者のほうでこういうふうに混乱させる以前に辞退届を出してもおかしくないのではないかということで、今、確認のために聞いたんです。

○中村節雄委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 例えば業者の資金調達、それから今回のような保証の獲得も、応札する時点で万全の構えをとって、応札するのは多分理想的だったとは思いますが。

先日の各派代表者会議でも話題になってお話しはしたんですけれども、一般競争入札で公告をして、それを見ていわゆる入札に応じるか否かはそれぞれの事業者の判断になりますので、その条件をクリアできるかどうかという判断自体は、それぞれの会社が独自にするはずで。

その判断の根拠となったのが、いわゆる理想的な構えをとれたので応札する事業者もいれば、応札して落札してから実は動き始める事業者もあろうかと思えます。

そういう意味で、仮契約の時点から例えば保証の獲得に走るということもあり得るだろうと思えますし、1回の交渉であきらめずに複数回交渉していることもあるかもわからないし、その辺については9月10日のこちらの情報の受けとめ方としては、いわゆる仮に保証を受けられない状況だとしてもがんばっているんだらうなという受けとめ方はしました。

○中村節雄委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 金融機関でも保証会社でも、大体ラインで繋がっているでしょうから、調査内容というのはそんなに変わるはずがないので、契約保証については市内あちこち回ったとしてもそうそう受けられないんだという雰囲気があれば、どこも受け入れられないという状況だったと思うんです。

そういった中で、やはり先ほど小倉委員が言われたように、低入札の件で、工期が重なるといった場合についても、今回は総務部長が言ったようなJVだから1番、2番つけませんよと先ほど言ったただけれども、少なくとも代表会社になっているわけで、そういった中でJVを組んだとしても、その工事に対する出資割合でいえば大きくなっておりますから、それは企業の体力の問題もあるということを含めて考えたときに、かなり無理があったのではないかと、私は感じます。

いずれにしても疑問に思ったのは、保証会社あるいは金融機関からの保証、

融資ができませんという通知なりがあった時期がいつだったのかということが非常に疑問を感じたところです。

そうでなければ、ここまで混乱することはなかったはずです。

だから、これからこういったことがそんなにあっては困るんだけど、たまたま今回あったから、そういったときに予防線としてでもいいから、入札業者に対し、口頭であれ何であれ、速やかに市に連絡するとか報告するといった注文をつけておいてほしいと思います。

○中村節雄委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 以前もそういう指摘がありました。低入札価格調査制度とJVの第1、第2とか、制度の運用の部分になろうかと思えます。常々制度自体の調査をしておりますけれども、他都市の例なり、JVの組み方と入札制度の兼ね合いというか、そういうものも含めて制度の運用部分についても調査した上で研究してみたいと思っております。

○中村節雄委員長 ほかに発言ありませんか。渋谷委員。

○渋谷勲委員 先般の各派代表者会議でも、私なりにいろいろ調べたことを申し上げたが、きょう具体的な名前まで挙がりました。9月10日は土曜日で、市の出勤日ではないです。誰に、どのような形で電話がいつているのですか。

○中村節雄委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 契約課長の携帯電話です。契約課長から私に当日のうちに報告があったものです。

○中村節雄委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 契約課長にですか。県都青森市の場合は事業も結構あります。一個人に対して携帯電話の番号まで教える。これが部長だったら私はわかります。その点の徹底のなさというのが、まず遺憾です。

各派代表者会議で若干言ったけれども、事前に業者に対しても、口頭かどうかわからないが、取り下げる旨の話し合いがあったやに聞いております。

何で赤木議員自身が、そのような取り下げに対して動いたのか。今回の問題は、100万円や200万円の問題ではないんです。まして、小倉委員が言っているとおり、20億円余のめったにない建築物でしょう。それに対して、一議員が問い合わせだとか取り下げだとかは、私はおかしいと思えます。

業者から金融だとかいろいろな面の電話が、あるいは、実際本人かどうかはわからないけれども来ていただいて、取り下げたいと。理由とすれば金融面ということでしょう。この資材の高騰から、それだけでは私はないと思います。

ただ私の言わんとすることは、これからも落札してこういうことがあれば、非常に困るわけです。これを勝手にされれば。そこを一番危惧します。

自分勝手に低入札で取った。資材の調達はできない、あるいは金の工面も

できない。業者というのはある程度、事前に金融関係から資材から何まで全部そろえて入札に参加するものだと思います。

こういうことではだめでしょう。一個人に 20 億円前後の相談だとか、取り下げだとか、市役所全体がこういうことでいいのですか。情けないですよ。

○中村節雄委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 渋谷委員から御指摘がありました、例えば通常、議員が一般的に市民からの相談とか、事業者からの相談というのは別に否定されるべきものでもないと思います。事業者なり、個人からの相談を受けた議員が担当課に、これはどういうことだと確認することも別に構わないと思います。一方で当時の契約課の対応として、誤解、憶測を生むので、そういうことであれば業者から直接聞いてくださいという対応をしております。まさに今、委員から御指摘のあった懸念を持つてのアドバイスのつもりです。そうしたことで市全体の契約、もしくは入札について、いわゆる誤解なり憶測を、もしくは信用を落とされるのであれば、それは一番防がなければならない事態だと思いますので、その辺を考慮した上で、議員からその類いの、仮に制度に関する照会であったとしても、それは受ける側として、アドバイスをしなければならないことだと思いますし、現に契約課としては、そういう旨のアドバイスをしております。

ただ結果として、今、委員から御指摘を受けておりますので、その辺については、まだまだ身を慎まなければならない部分はありますけれども、市の契約案件が全てそういうものだとみなされないよう、今後も気をつけてまいりたいと思います。

○中村節雄委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 仕様書を見れば、ほとんどある程度の実績のある 3 社の J V でしょう。今回の場合は 2 社でしょう。やはり契約課として、あるいは所管する総務部として、その辺の見極めは大事だと思います。これをなしにして、これぐらいの事業云々というのは、我々議員としても注視しながらやっていかなければならない事項だと思います。

これを機に、もっと注視しながら、考えることは考えてやっていくということで、私、そして自民清風会会派からも強く要望をさせていただきたいと思います。

○中村節雄委員長 はい。山本委員。

○山本武朝委員 まず今回の事案は落札業者である相互建設工業株式会社が、営業保証金が低入札によって 10 分の 3 となるのがわからなかったのか、ただ、結果において保証を受けられなかった、保証金を納められなかったということで、本当に多大な迷惑をかけているわけです。

先ほど来、各委員からさまざまな情報をもとに質問されておりますが、9

月 10 日に赤木議員が制度について質問されたことについてもう 1 度確認させてもらいます。

そもそも今回に限らず、さまざまな制度を我々議員はよく直接部長、課長に質問します。今回、入札制度における営業保証金の取り扱いについて、赤木議員から確認の質問をしたということですが、確かに赤木議員は監査委員ですが、監査委員であれ、我々議員が制度について確認の意味で照会する場合、それ自体問題ある行為でしょうか。

○中村節雄委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 先ほどお話ししましたが、市民なり事業者が議員に対して、さまざまな御相談をお持ち寄りになられて、単に部なり課を紹介するだけではなくて、議員が付き添ったりしながら直接課のほうを訪問したり、もしくは電話で確認したりということは何ら否定されることでもないですが、やはり内容になるうかと思えます。

その内容について受けた部なり課は、きちんと内容の適・不適を判断した上で、それぞれ対応しているはずで。

今回、例えば私が先ほど議員名を明かしたのも、そこからもう 1 つ手前の部分というか、そういうこと自体が誤解や憶測を生むということについての懸念というか、当時契約課から議員に対してしたアドバイスのもう 1 つ手前の部分です。

その手前の部分として、具体的に監査委員だからという部分が意識されていたかどうかはまた別ですが、否定されない部分と、そこからさらに手前の段階で気をつけましょうという、それはお互いに気をつけましょうという部分が当然あるわけで、今回問題になっている部分はお互いに気をつけなければならないグレーの部分と捉えます。

そういう意味で、適法かどうかということと言うと適法、正しいということは正しいのですが、それも内容であったり、それぞれの立場があるうかと思えますし、受ける側としての立場もありますので、その辺は慎重に、いわゆる身を謹んでもらいたいとは思っております。

○中村節雄委員長 はい。山本委員。

○山本武朝委員 さまざまな相談をする中であると。ただ手前の部分でより慎重であったほうがいいのではないかという総務部長の答弁を聞かせていただきました。

9 月 10 日の問い合わせは先ほどの答弁にあったように、それ自体は制度の照会であるので、手前も連動しているわけですが、確認を求めたその行為は、先ほどは問題ないとお聞きしております。もう 1 度、それでよろしいでしょうか。

○中村節雄委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 確認の御質疑でしたので、照会自体は問題ありません。

○中村節雄委員長 ほかに発言ありませんか。館田委員。

○館田瑠美子委員 今回の件について、9月10日に制度に対する照会があったというけれども、具体的にどのような照会があって、どのようなアドバイスをしたのか説明していただきたいと思います。

○中村節雄委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 契約保証金の制度の概要と保証金、もしくは保証を市に提出する時期はいつまでというお尋ねでした。そういう内容でしたので、先ほどお話ししたように、難儀はしているんだろうなど。

ただ、それで話が終わるということは今後努力するんだろうなという受けとめをしております。

それで、その際の受けとめに応じた形での反応だと思うんですけども、そうであれば業者のほうから直接確認されてはいかがですかというアドバイスをしております。

○中村節雄委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 その後で業者から市に何かしらの照会があったんですか。

○中村節雄委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 その翌週あたりに業者が直接契約課を訪れております。

○中村節雄委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 翌週あたりとはいつですか。

○中村節雄委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 9月14日水曜日に事業者が契約課を訪問しております。

○中村節雄委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 そのとき訪問して市に照会したのは、赤木議員が電話でした照会と同じような時期についての確認にいらしたんですか。

○中村節雄委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 訪問した際の話は、電話で照会できる範囲より多分もう少し踏み込んだ話のはずですけれども、ある意味そこで業者が特定されて、いわゆる契約保証の獲得に難儀しているという状況は、市としては把握できています。

○中村節雄委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 そうすると、9月14日にも時期についてとかのアドバイスを業者にして、そして9月20日に取り下げの申し出が、業者からあったんですか。

○中村節雄委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 はい。届け出については業者から提出がありました。

○中村節雄委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 提出は、相互建設工業株式会社の社長ですか。

○鈴木裕司総務部長 共同企業体ですので、本来2社の構成ですけれども、市役所に来たのは、相互建設工業株式会社の社長お一人でした。

○中村節雄委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村節雄委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

この際、私から申し上げます。

きょうは前回の常任委員会で継続審査になった案件で、その疑義がある部分についていろいろと質疑がありました。

先ほど理事者から、議案第145号の撤回についての説明がありました。

よって、本委員会での本案の審査は中止することといたします。

なお、本会議において議題となった議案第145号の撤回については、会議規則第19条第1項の規定により、議会の承認を要することから、今期定例会閉会日の本会議において諮ることとなります。

また、閉会日の私の委員長報告につきましても、本委員会に付託された議案、8件ありましたけれども、先ほど理事者から撤回についての説明があった議案第145号を除いた、7件の審査報告となりますので御報告いたします。

以上で、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

(審 査 終 了)